

うるま市会計年度任用職員 募集案内

募集職種 生活保護面接相談員（採用予定人数：4名）

募集条件等 別紙募集要項を参照

資格要件 社会福祉士、社会福祉主任用資格、福祉施設等での相談業務実務経験3年以上の者、のいずれかに該当する者

区分 パートタイム会計年度任用職員（週36時間15分勤務）

受付期間 令和8年2月4日～2月13日まで

提出書類 うるま市会計年度任用職員申込書

※必要に応じ、資格を証明する書類等の提出を求めることができます。

提出先 うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所 福祉部保護課（東棟2階④番窓口）

提出方法 保護課へ提出

選考方法 1次選考（書類審査） 2次選考（面接選考）

合否通知 選考審査後、1週間以内に電話又は文書にて通知

【留意事項】

- 下記に掲げる（1）～（3）の事項（地方公務員法第16条 欠格条項）に該当しないことをご確認の上、申込書をご提出ください。
 - 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - うるま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他その団体を結成し、またこれに加入した者
- 選考に関する申込書類等は、原則として返却しません。
- 採用に関しては、各年度の予算成立が条件となりますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先 うるま市役所 保護課 098-979-6552（直通）

会計年度任用職員募集要項

うるま市役所 福祉部 保護課

TEL 098-979-6552

FAX 098-989-0224

事業所名	うるま市役所 福祉部 保護課
職種	生活保護面接相談員
年齢	不問
採用人数	4名
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（契約更新の可能性あり）
就業場所	うるま市役所 福祉部 保護課（うるま市みどり町一丁目1番1号）
仕事の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に係る相談に関すること ・他法他施策の検討、助言に関すること ・面接記録票の作成整理に関すること ・申請意思の確認、保護申請書の交付及び申請援助に関すること ・保護申請書の受理に関すること ・上記に附帯する業務に関すること ・生活保護法の趣旨説明に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・保護申請受理簿への登載、整理に関すること ・その他保護課長等が指示する業務
学歴	高卒以上
必要資格・経験等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、社会福祉主事任用資格、福祉施設等での相談業務実務経験3年以上の者のいざれかに該当する者 ・普通自動車運転免許 <p>※パソコン操作の出来る方優遇（ワード、エクセル）</p>
給与（報酬）	254,359円～261,000円（社会福祉士、精神保健福祉士） 244,817円～253,517円（上記以外、社会福祉主事任用資格等）
給与締切日	月末
給与支払日	翌月20日
通勤手当	2km以上で距離や通勤方法に応じて支給。上限あり
期末勤勉手当	一定の要件を満たす場合に支給 【令和8年4月1日新規任用の支給例 6月末日(0.697カ月分)、12月末日(2.325カ月分)】
社会保険	共済組合、厚生年金、雇用保険
災害補償	沖縄県市町村非常勤職員公務員災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償
服務規程	地方公務員法に規定される服務に関する規定が適用され懲戒処分の対象 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事等の制限) ※パートタイム会計年度任用職員は営利企業従事(兼業)制限は対象外となりますが、届出が必要となります。
就業時間	8:30～16:45（休憩12:00～13:00）週5日勤務（月～金） 9:00～17:15（休憩12:00～13:00）週5日勤務（月～金） ※所定労働時間を超えて勤務する場合があります。
定年	なし
休日	土日祝祭日、慰靈の日、年末年始
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付採用となり、採用日から1月経過後に正式採用 ・年次有給休暇10日／年 ・夏季休暇(有給)3日 ・規則で定める特別休暇 ・職員専用の駐車場はありませんので、自家用車で通勤する場合は、周辺の月極駐車場等をご自身で確保する必要があります。
選考方法	1次選考（書類審査）、2次選考（面接選考）にて合否を決定する
担当者	福祉部 保護課 担当：比嘉、閑根
連絡先	098-979-6552

※関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更となります。